

連する。要素所得支払は、賃金、俸給、利子、配当、およびその投資所得からなる。原則として、これらの取引は受取者によって海外へ招致される税と消費支出の総評価額である。現金におけるコストとみなされるところの、支店ないしは、出張所に対して直接に課される税については、例外とされている。

「要素費用による国民純生産」は、一定国の正規の居住者によって供給された生産要素に帰すべき、固定資本の減耗引当控除後の生産物の要素費用による価額である。それは、間接控除前における、ある国の正規の居住者によって供給された生産要素に対して発生する所得の合計であるところの「国民所得」に等しい。

資料については、第1表に対する注を参照。

第六表 主要集計間の関連 (各国通貨単位による)

ビルマ (百万チャット)

年次	市場価格による国内総生産	控除：間接税	加算：補助金	控除：減価償却	要素費用による国内純生産	加算：海外からの純要素所得支払	要素費用による国民純生産或は国民所得
(1)							
1938	1,458	-80	1	-81	1,298	-85	1,213
1947	2,966	-152	14	-197	2,631	-	2,631
1948	3,557	-227	13	-205	3,138	-6	3,132
1949	3,234	-150	35	-205	2,914	-13	2,901
1950	3,132	-204	37	-213	2,752	-8	2,744
1951	3,690	-234	29	-228	3,207	-8	3,199
1952	4,084	-324	10	-245	3,525	-5	3,520
1953	4,520	-350	11	-255	3,926	2	3,928
1954	-	-	-	-	-	-	-

(1) 1938年は、4月1日に始まる。それ以降は、各年9月30日に終る会計年度である。

セイロン (百万ルピー)

年次	市場価格による国内総生産	控除：間接税	加算：補助金	控除：減価償却	要素費用による国内純生産	加算：海外からの純要素所得支払	要素費用による国民純生産或は国民所得
					(1)		(2)
1938	703	-61	-	-	642	-47	595
1947	2,509	-153	-	-	2,356	-68	2,288
1948	2,817	-141	-	-	2,676	-49	2,627
1949	3,077	-175	-	-	2,902	-29	2,873
1950	4,096	-202	-	-	3,894	-54	3,840
1951	4,735	-163	-	-	4,572	-65	4,507
1952	4,530	-65	-	-	4,465	-43	4,422
1953	4,629	-185	-	-	4,444	-36	4,408
1954	-	-	-	-	-	-	-

- (1) 要素費用による国内総生産。  
 (2) 要素費用による国民純生産。

フランス (十億法)

年次	市場価格による国内総生産	控除：間接税	加算：補助金	控除：減価償却	要素費用による国内純生産	加算：海外からの純要素所得支払	要素費用による国民純生産或は国民所得
				(1)			
1938	432	-42	12	-50	352	8	360
1946	3,048	-236	91	-315	2,588	8	2,596
1947	4,015	-369	91	-417	3,300	3	3,303
1948	6,698	-688	199	-820	5,389	41	5,430
1949	8,233	-1,146	191	-825	6,503	36	6,539
1950	9,334	-1,398	126	-970	7,092	25	7,117
1951	11,960	-1,780	230	-1,240	9,170	-10	9,160
1952	13,700	-2,150	220	-1,440	10,330	-20	10,310
1953	13,820	-2,160	300	-1,470	10,490	-20	10,470
1954	-	-	-	-	-	-	-

(1) 時価による評価。

西ドイツ (百万ドイツ・マルク)

年次	市場価格による国内総生産	控除：間接税	加算：補助金	控除：減価償却	要素費用による国内純生産	加算：海外からの純要素所得支払	要素費用による国民純生産或は国民所得
				(3)			
1936(1)	43,272	-6,050	-	-4,060	38,162	-284	37,878
1948(2)	35,337	-3,460	700	-3,085	29,492	-	29,492
1949	79,471	-10,810	700	-6,252	63,109	-	63,109
1950	89,877	-12,430	550	-6,461	71,536	-15	71,521
1951	113,760	-16,300	630	-8,193	89,897	-41	89,856
1952	125,967	-19,050	650	-9,543	98,024	51	98,075
1953	134,639	-20,440	59	-10,248	104,010	-973	103,037
1954	-	-	-	-	-	-	-

- (1) 1936年の計数は百万ライヒスマルクで示されている。  
 (2) 1948年の計数は、7~12月の半年のものである。  
 (3) 時価ベースによる推計。  
 (4) 修正された推計は第一表に示されている。

インド (十億ルピー)

年次	市場価格による国内総生産	控除：間接税	加算：補助金	控除：減価償却	要素費用による国内純生産	加算：海外からの純要素所得支払	要素費用による国民純生産或は国民所得
(1)	(2)						
1948	90.8	-4.1	-	-	86.7	-0.2	86.5
1949	94.8	-4.5	-	-	90.3	-0.2	90.1
1950	100.5	-5.0	-	-	95.5	-0.2	95.3

- (1) 当該年の4月1日に始まる会計年度。  
 (2) 市場価格による国内純生産。

インドネシア (百万ルピア)

年次	市場価格による国内総生産	控除：間接税	加算：補助金	控除：減価償却	要素費用による国内純生産	加算：海外からの純要素所得支払	要素費用による国民純生産或は国民所得
1951	82,819.3	-8,610.1	-	(1) -3,710.5	70,498.7	-483.3	70,015
1952	93,422.0	-7,486.5	-	-4,296.8	81,638.7	-435.0	81,204

(1) 時価ベースによる推計。

イタリア (十億リラ)

年次	市場価格による国内総生産	控除：間接税	加算：補助金	控除：減価償却	要素費用による国内純生産	加算：海外からの純要素所得支払	要素費用による国民純生産或は国民所得
1938	164	-19	-	(1) -14	131	-	(2) 131
1947	6,239	-466	-	-589	5,184	-6	5,178
1948	7,251	-677	-	-610	5,964	-21	5,943
1949	7,471	-792	-	-560	6,119	-26	6,093
1950	8,335	-1,057	-	-680	6,598	21	6,619
1951	9,819	-1,257	-	-872	7,690	13	7,703
1952	10,358	-1,366	-	-916	8,076	36	8,112
1953	-	-	-	-	-	-	-
1954	-	-	-	-	-	-	-

(1) 時価ベースによる推計。

(2) 1949-52年の改訂ずみの合計は第1表に示されているが、改訂された調整項目は未入手。

日本 (十億円)

年次	市場価格による国内総生産	控除：間接税	加算：補助金	控除：減価償却	要素費用による国内純生産	加算：海外からの純要素所得支払	要素費用による国民純生産或は国民所得
(1) 1938	(2) 26.8	-1.8	-	-1.8	20.0	-	20.0
1946	474.0	-24.3	26.4	-24.4	360.9	-	360.9
1947	1,309.2	-129.0	36.7	-56.6	968.5	-0.5	968.0
1948	2,666.8	-352.7	109.8	-107.7	1,962.2	-0.6	1,961.6
1949	3,375.6	-489.9	211.1	-157.8	2,737.7	-0.5	2,737.3
1950	3,972.9	-407.6	68.0	-220.2	3,363.2	-2.2	3,361.0
1951	3,543.2	-519.0	36.5	-297.7	4,537.8	-2.5	4,535.3
1952	6,180.2	-605.2	48.5	-361.5	5,290.9	-8.5	5,282.4
1953	6,922.3	-652.1	47.4	-435.5	5,895.2	-17.0	5,878.2
1954	-	-	-	-	-	-	-

(1) 1938および1953年は暦年、その他はすべて4月1日に始まる会計年度。

(2) 統計上のそごだけ内訳の合計と不一致。

フィリピン (百万ペソ)

年次	市場価格による国内総生産	控除：間接税	加算：補助金	控除：減価償却	要素費用による国内純生産	加算：海外からの純要素所得支払	要素費用による国民純生産或は国民所得
1946	4,818	-173	-	(1) -265	4,380	-3	4,377
1947	6,179	-270	-	-290	5,619	-40	5,579
1948	6,423	-341	-	-315	5,767	-54	5,713
1949	6,399	-346	-	-325	5,728	-60	5,668
1950	6,905	-371	-	-335	6,199	-30	6,169
1951	7,750	-516	-	-370	6,864	-48	6,816
1952	7,982	-583	-	-390	7,009	-57	6,952
1953	8,425	-549	-	-432	7,444	-69	7,375
1954	-	-	-	-	-	-	-

(1) 時価にもとづく推計。

タイ (百万バーツ)

年次	市場価格による国内総生産	控除：間接税	加算：補助金	控除：減価償却	要素費用による国内純生産	加算：海外からの純要素所得支払	要素費用による国民純生産或は国民所得
1938(1)	957.9	-54.6	-	(2) -47.9	855.4	-	-
1946	10,333.3	-532.4	-	-516.7	9,284.2	-	-
1947	15,838.9	-640.0	-	-791.9	14,407.0	-	-
1948	18,457.0	-856.6	-	-922.9	16,677.5	-	-
1949	22,198.8	-1,024.9	-	-1,109.9	20,064.0	-	-
1950	25,595.4	-938.5	-	-1,279.8	23,377.1	-	-

(1) 1938年4月1日に始まる会計年度。

(2) 時価ベースによる推計。

英国 (百万磅)

年次	市場価格による国内総生産	控除：間接税	加算：補助金	控除：減価償却	要素費用による国内純生産	加算：海外からの純要素所得支払	要素費用による国民純生産或は国民所得
1938	5,535	-622	37	-	(1) 4,950	182	(2) 5,132
1946	9,778	-1,551	387	-	8,614	32	8,646
1947	10,422	-1,785	471	-	9,108	102	9,210
1948	11,523	-2,020	571	-	10,074	176	10,250
1949	12,240	-1,981	524	-	10,783	187	10,970
1950	12,779	-2,060	474	-	11,193	352	11,545
1951	14,281	-2,272	468	-	12,477	238	12,715
1952	15,466	-2,286	419	-	13,599	139	13,738
1953	16,625	-2,370	355	-	14,610	186	14,796
1954	-	-	-	-	-	-	-

(1) 要素費用による国内総生産。

(2) 要素費用による国民純生産。

米 国 (十億弗)

年次	市場価格 による国 内総生産	控 除： 間 接 税	加 算： 補 助 金	控 除： 減価償却	要素費用 による国 内純生産	加算：海 外からの 純要素所 得 支 払	要素費用に よる国民純 生産或は国 民 所 得
		(1)	(2)				
1938	84.8	-10.0	0.2	-7.8	67.2	0.4	67.6
1946	208.7	-18.8	0.8	-11.7	179.0	0.6	179.6
1947	231.3	-20.7	-0.2	-14.1	196.3	0.9	197.2
1948	256.2	-19.0	-0.2	-16.5	220.5	1.1	221.6
1949	256.2	-22.5	-0.2	-18.4	215.1	1.1	216.2
1950	283.8	-24.8	0.2	-20.5	238.7	1.3	240.0
1951	326.6	-27.9	0.2	-23.5	275.4	1.6	277.0
1952	344.6	-29.6	-0.2	-25.3	289.5	1.5	291.0
1953	363.3	-32.1	-0.5	-27.2	303.5	1.5	305.0
1954	-	-	-	-	-	-	-

- (1) 統計上のそごと事業振替支払を含む。  
 (2) 政府企業の経常剰余を差引いたもの。

付録 4. 国民所得用語解説

は し が き

1 現在国民所得統計は、世界のほとんどすべての国において毎年ひきつづいて発表され、経済の現況分析と政策樹立のために寄与しつつある。

これまで国によつて異つていた国民所得の概念や体系も、国際連合の努力により漸次統一され、その国際比較も可能となりつつある。

わが国でも特殊事情を考慮しながら右の線に沿つて国民所得と国民経済計算（または社会勘定）を作成している。

2 この資料は、国民所得統計を理解するのに役だてるために、わが国の国民所得および国民経済計算にもちいられている主要な用語の意味、内容を解説したものである。

項目の配列は、ほぼ産業別国民所得、分配国民所得、国民支出、個人所得の順にしたがつている。

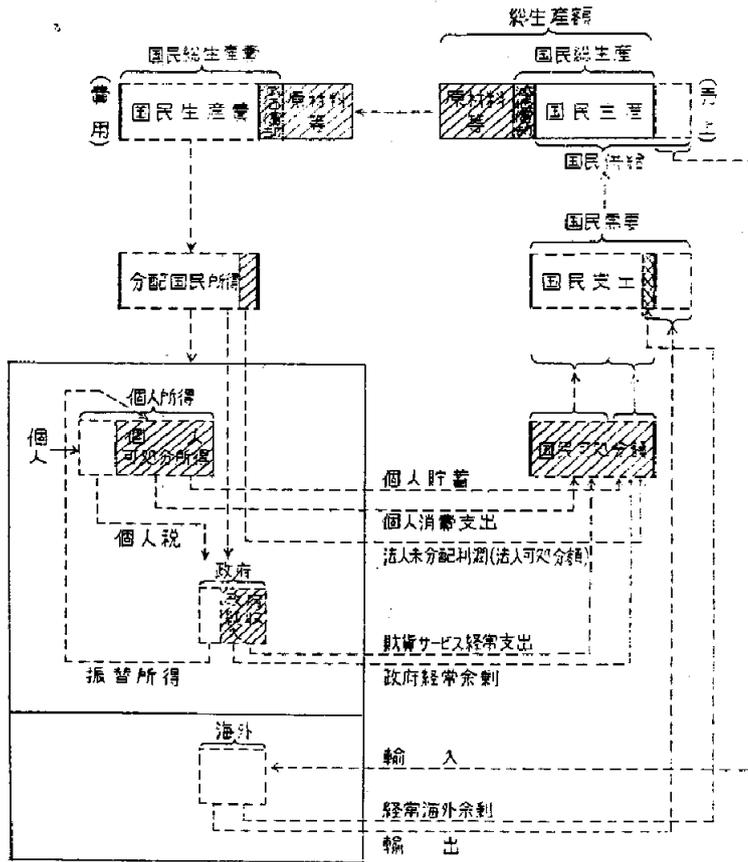
各項目は、一応独立して内容が理解できるように解説したつもりであるが、なお不十分な点については、関連項目または参照項目の目次番号を「カッコ」内の矢印（→）でもつて指示しておいた。

目 次

	ページ
1. 国民所得	203
2. 実質国民所得	203
3. 生産国民所得	204
4. 産業別国民所得	205
5. 国内国民所得	205
6. 海外よりの純所得	205
7. 分配国民所得	205
8. 勤労所得	206
9. 賞金および俸給	206
10. その他の被傭者報酬	206
11. 個人業主所得	206
12. 農林水産業の個人業主所得	206
13. その他の個人業主所得	206
14. 個人貸付料所得	207
15. 個人利子所得	207
16. 帰属利子	207
17. 法人所得	207
18. 官公事業剰余等	207
19. 政府と消費者の負債利子	208
20. 国民総支出	208
21. 個人消費支出	208
22. 国内民間総資本形成	209
23. 国内総資本形成	209
24. 個人住宅の建設	209
25. 生産者耐久施設	209
26. 在庫品増加	209
27. 政府資本形成	209
28. 経常海外余剰	210

29. 政府の財貨とサービス購入	210
30. 国民経済計算	210
31. 国民所得と支出	211
32. 国民総生産	212
33. 調整項目	213
34. 間接事業税	213
35. 補助金	213
36. 資本減耗引当	213
37. 誤差と脱漏	214
38. 個人所得	214
39. 個人所得とその処分	214
40. 個人税および税外負担	214
41. 海外への純送金	215
42. 個人貯蓄	215
43. 社会保険負担	215
44. 振替所得	216
45. 個人可処分所得	216

第九図 国民所得の循環



- (注) I この表は要素費用で評価した国民生産又は国民所得の循環をしめしたものであつて、国民所得統計に出て来る各種の概念の関連を簡単に図示したものである。従つて純生産物の価値を市場価格で評価したいわゆる国民生産などの循環は繁雑となるのでしめされていない。
- II 国民可処分額は個人可処分所得、法人可処分額及び政府純収入の合計からなり貯蓄と個人及び政府の財貨サービスにたいする経常支出の内訳を示す。
- III この表の点線の矢はお金の流れの方向をしめしている。

## 1. 国民所得

国民経済における経済活動は、農林水産業・鉱工業・運輸業・商業・金融業等の財貨やサービスの生産部門における企業などによつておこなわれている。

すなわち企業は、土地・労働・資本などの生産諸要素をくみあわせて製品を生産する。このようにして、各産業部門の各企業によつて生産された生産物を貨幣価値によつて単純に合計したものを、総生産額とよぶ。

総生産額は、一定期間(例えば1カ年)に国民経済において生産された財貨およびサービスの合計であるが、このなかにはもちろん、企業が、生産にあつて使用し、製品に形をかえてあらわれたところの機械・施設(これはその全部が一度に消費されてしまうのでなくすこしずつ消耗する)や原材料・燃料などの中間生産物が、重複してふくまれている。

年間に生産された総生産物から、重複部分である中間生産物を除けば、消費財と資本財からなるところの、いわゆる最終生産物が残る。

最終生産物は、重複部分をふくまず、年間における土地・労働・資本等の生産諸要素の活動によつて新たに生産された生産物であるから、これはまた、総生産物にたいし、純生産物ともよばれる。

国民所得は、一定期間(通常1カ年)において、国民経済において生産された最終生産物、または純生産物の価値のことをいうのであるが、この価値が一般に「所得」といふことばでいいあらわされるのは、純生産物の価値がその生産にさいして使用された生産諸要素の所得(地代、賃金、利潤)として分配されたものに等しいからである。なお、生産国民所得・分配国民所得・国民総支出の項を参照されたい。

(→3, 7, 20,)

## 2. 実質国民所得

国民所得は、年間に生産された純生産物の価値(→1, 3,)を測定したものであるがこの測定は、通常、年々の時価でおこなわれる。ところが、貨幣価値はたえず変動しているので、異つた年の国民所得を比較するさいには、その間の物価変動がおりこまれ、実質的な国民所得の大きさの比較はできないこととなる。

そこで異つた年の国民所得の実質的な大きさを比較するためには、その間の貨幣価値の変動を除去し、同じ物価水準で評価する。このようにしてもとめられた国民所得を実質国民所得とよび、これにたいし、各年の時価であらわされた国民所得を名目国

民所得という。

実質国民所得は、基準年次として定めた年の物価水準にひきなおしてあらわされる。わが国では、昭和9～11年平均を基準年次としている。そこで、わが国の実質国民所得は、各年の名目国民所得を、昭和9～11年を基準とする物価指数（デフレーター）で割ることによつてもとめられている。

国民所得のデフレーターは、消費財物価指数（都市および農村）と生産財物価指数を総合することによつてもとめられる。このような総合がおこなわれるのは、純生産物の価値すなわち国民所得が、消費財と資本財とからなっているからである。

### 3. 生産国民所得

国民所得は、国民経済において生産された純生産物の価値（年間における）をいいあらわしたものであるが、この価値は、国民経済の生産・分配・支出の三つの活動部門においてとらえることができる。このうち生産の面においてとらえた国民所得が生産国民所得とよばれるものである。

企業が生産した生産物の価値は、一般的にみれば、つぎのような価値から構成される。すなわち、

$$\text{生産物価値} = \text{原材料、燃料費および減価償却費等の物的経費} + \text{賃金} + \text{地代} \\ + \text{企業利潤}$$

これらの価値の構成諸要素のうち、物的経費の内容をなす財貨やサービスは、他の企業から購入されたもの（自己企業における生産的消費を含む）である。したがつてこの企業において新たに生産された価値は「賃金+地代+企業利潤」であり、これがこの企業における純生産物の価値である。この価値はまた、物的経費にたいし、この企業で新たに附加された価値であるから、附加価値ともよばれる。

生産国民所得は、農林水産業・鉱工業・運輸通信業・商業・金融業などの各産業部門における純生産物の価値、または附加価値をしめしたものである。この産業分類は日本標準産業分類の大項目にしたがつてあらわされている。

生産国民所得はその構成をみることによつて国民経済の産業構造を解明するのに役立つ。

なお、産業分類には第1次産業（農業・林業・水産業）第2次産業（鉱業・建設業・製造業）第3次産業（卸小売業・金融不動産業・運輸通信およびその他の公益事業・サービス業・公務）の3部門に大別してあらわす方法もあこなわれている。

### 4. 産業別国民所得

これは生産国民所得（←3）と、その概念、内容は同じであるが、ただ推計方法が異なる。すなわち、生産国民所得は、総生産額から物的経費を控除してもとめるいわゆる物的方法によつて、直接、産業別に附加価値を算出したものであるが、産業別国民所得は、人的方法によつて推計された分配国民所得（→7）について、その各項目を産業別に再編成してもとめたものである。生産国民所得のかわりにしばしば産業別国民所得がもとめられ、国民所得の生産面をあらわすものとして利用されている。

### 5. 国内国民所得

国民所得を算出するにあは、ここでいう国民の範囲をどのように限定するかが重要な問題となる。

通常国民所得といわれるときは、国籍のいかんをとわず、その国の居住者によつて提供された生産諸要素によつて発生せしめられ、この居住者に帰属する所得（居住者主義）のことである。これにたいし国内国民所得は、生産諸要素の提供者が国内に居住すると国外に居住するとをとわず、その国内において生産された純生産物の価値をとらえる（属地主義）ものである。

国内国民所得に海外よりの純所得（→6）を加えれば国民所得となる。

### 6. 海外よりの純所得

海外から受取つた所得と海外へ支払つた所得との差額をいう。すなわち、わが国の居住者が、海外から得た利子、配当などの所得から、海外の居住者がわが国からえた同様の所得をさしひいたものである。

これは、生産国民所得または産業別国民所得、および分配国民所得の構成項目の一つとなつているが、国民所得から、海外よりの純所得を差ひけば、国内国民所得（←5）がえられる。

### 7. 分配国民所得

これは、国民所得または純生産物の価値を、分配の面でもとらえたものである。

一定期間（1カ年）に、各産業の活動によつて附加された純生産物の価値（附加価値）はこの価値を産みだすために参加した勤労者・個人企業・法人企業などの経済諸主体に帰属すべき所得に分解することができる。分配国民所得は、これらの経済主体の所得として分配され、支払わるべきものである。したがつて、この所得は、勤労所

得・個人業主所得・個人賃貸料所得・個人利子所得・法人所得・官公事業剰余等・海外よりの純所得などの、経済主体に帰属する所得というかたちでしめされる。

この所得は、国民経済における経済主体への所得の分配構造をあきらかにするのに役だが、必ずしも賃金・地代・利潤などの生産諸要素に対応した所得の形態をしめすとはかぎらない。(→1, 3)

#### 8. 勤労所得

これは、分配国民所得の構成項目であつて、被働者が労働を提供し、その対価としてうけとるべき賃金、俸給、その他の報酬のことである。国民所得の統計では、賃金および俸給と、その他の報酬の2項目において掲げられている。

これらの所得は、現金によるものばかりでなく、現物による所得もふくみ、また所得税等の直接税や社会保険負担(→43)をふくんだままのものである。(→9, 10)

#### 9. 賃金および俸給

勤労所得の構成項目であつて、常備、日傭をとわず、被働者の地位にある人びとの賃金、俸給所得である。臨時的給与、賞与、現物給与もふくまれている。

#### 10. その他の被働者報酬

勤労所得の構成項目であつて賃金、俸給以外の被働者の勤労所得である。これは、重役俸給、社会保険料の雇主負担分、議員歳費・チップなどのほか被働者が兼業として受けとつた勤労所得などからなる。

#### 11. 個人業主所得

分配国民所得の構成項目であつて、個人が企業の主体となり、自己の企業を運営してえた所得である。その実質は、企業としての利潤と、自己および家族の労働にたいする勤労所得との混合所得である。国民所得統計では、これは産業別の業主所得と内職所得とに分けて算出されている。(→12, 13)

#### 12. 農林水産業の個人業主所得

個人業主所得の構成項目で、個人業主がこれらの産業に属する自己の企業を運営することによつてえた所得である。この所得は、農・林・水産業の各産業について算出されている。

#### 13. その他の個人業主所得

個人業主所得の構成項目で「農林水産業の個人業主所得」以外の個人業主の所得である。これは農林水産業以外の、鉱業・製造業・商業、等の産業別の所得と内職所得

とにわけて算出されている。

#### 14. 個人賃貸料所得

分配国民所得の構成項目であつて、個人が所有する土地や家屋などの不動産や特許権・営業権などの無体財産の賃貸から生ずる所得である。国民所得統計ではこの所得は、田畑小作料、宅地地代家賃・その他(無体財産の賃貸料)の3項目にわけて計上されている。

#### 15. 個人利子所得

分配国民所得の構成項目であつて、金融機関にたいする預金や有価証券等の利子のうち、個人の受取る分である。この項目は、貨幣利子と帰属利子(→16)にわけて推計されている。

#### 16. 帰属利子

個人利子所得は、貨幣利子と帰属利子の二項目にわけて推計されている。貨幣利子は、個人が受取る預金や有価証券などの利子であるが、帰属利子というのは、国連方式にもとづく現行の国民所得統計においてとくに評価計上されるところの項目である。

個人の預金者は、現実に貨幣利子を受取るだけである。しかし預金者は、預金を行うことによつて、この資産を金融機関から無償で管理してもらつていられると考えることができる。この金融機関が提供する無償のサービスを評価したものが帰属サービスとよばれるものである。この帰属サービスに見あつて、一たん個人に帰属利子と称するものが支払われるとみなし、この利子をもつて、個人消費支出として帰属サービスを購入すると考えるわけである。なお、企業がうける帰属サービスは、原材料などと同様に中間生産物とみなされるので、企業が受取る帰属利子は計上されない。

このような帰属計算がおこなわれ、これを国民所得統計に計上するのは、これによつて金融機関の活動状況(サービスの生産)をあきらかにすることができるからである。

#### 17. 法人所得

分配国民所得の構成項目であつて、会社などの法人の所得である。これは法人税、個人配当(重役賞与をふくむ)、法人留保(法人未分配利潤)の三項目にわけて推計されている。

#### 18. 官公事業剰余等

分配国民所得の構成項目であつて、印刷局・国有鉄道などの政府企業や、地方自治

体によつていとなまれる公企業の剰余金と、政府および地方自治体が受取つた純賃貸料および純利子収入からなつている。

#### 19. 政府と消費者の負債利子

分配国民所得の構成項目であるが、これは控除項目となつている。この項目は、政が官公事業以外で借りた負債であるところの公債の利子や個人（消費者）が消費用に金融機関から借りた金の負債利子からなつている。これらの利子所得が分配国民所得の総額から差引かれるのは、それが生産に伴つて発生したものではないのに、これらの所得が現在の国民所得統計では推計技術上個人利子所得・官公事業剰余等や法人所得などにふくまれているからである。ところでそれらを別々に各項目から控除することはきわめて難かしいので最後に一括して控除することとしているのである。

#### 20. 国民総支出

国民所得または純生産物の価値は、分配された国民所得の受領者が、年間に生産された財貨やサービスを購入する面で、すなわちこの所得を支出する面でもとらえることができる。この所得の支出の面でもとらえた国民所得を国民支出とよぶ。

ここで支出され、購入された財貨サービスとしてとらえられるものは、年間に消費されてしまつた原材料・燃料のように、他の生産物にくみ入れられる中間生産物をふくまないところの、最終生産物だけである。生産国民所得や分配国民所得が要素費用（→31）で評価されるのにたいし、国民支出は市場価格（→31）で評価される。また国民支出の構成項目である資本形成が資本減耗引当（→36）をふくんだ総資本形成で計上されるときは、国民総支出とよばれる。

国民総支出は、個人消費支出（→21）・国内民間総資本形成（→22）・政府の財貨とサービス購入（→29）・経常海外余剰（→28）の四項目における場合と個人消費支出、国内総資本形成・政府の財貨サービスの経常購入・経常海外余剰の四項目に分ける場合とがある。

国民総支出の額やその構成をあきらかにすることによつて、国民の消費水準・資本蓄積の程度・財政の役割・国民経済の海外依存度などをしらべる目やすがえられる。

#### 21. 個人消費支出

国民総支出の構成項目であつて、国民が日常の消費生活をいとなむために、財貨やサービスの購入に支出した金額をしめすものである。その構成は、飲食費・被服費・光熱費・住居費・雑費からなつている。

#### 22. 国内民間総資本形成

国民総支出の構成項目であつて、国内において、個人および民間企業によつておこなわれた資本形成（投資）の総額をしめすものである。ここで総資本形成といわれるのは、資本減耗引当をふくんでいるという意味であつて、これをふくまないときは純資本形成とよばれる。この項目は、個人住宅・生産者耐久施設・在庫品の増加から構成されている。（→23, 24, 25, 26,）

#### 23. 国内総資本形成

国内民間総資本形成に政府総資本形成を加えたものである。前者は個人および民間企業の資本形成であるが、後者は道路・橋梁等の建設とか鉄道・通信等の官公営事業の設備投資や在庫品増減からなる。総資本形成であるから、資本減耗引当がふくまれている。

#### 24. 個人住宅の建設

国内民間総資本形成の構成項目である。これは消費財とみなし個人消費支出の項にいれるべきものと考えられる向もあるが、しかしここでは資本財であると考え、資本形成にふくめている。

なおこれは、個人が建築した居住専用建築物ならびに居住産業併用建築物のうちの居住用部分からなる。

なお、居住農林水産業併用建築物は居住用部分の推計に若干問題があるので、一括控除して個人企業の生産施設にふくめている。

#### 25. 生産者耐久施設

国内民間総資本形成の構成項目であつて、企業が建設した建物・設備・機械などの有形固定資産であり、これらの資産の資本減耗引当がふくまれている。これは、法人企業と個人企業（農業およびその他の産業）にわけて計上されている。

#### 26. 在庫品増加

国内民間総資本形成の構成項目であつて、製品・仕掛品・原材料などの在庫品増減額からなる。この増減は、国運方式では、年間におけるこれらの在庫品の物量の変化を、年間平均時価であらわすことにしているが、しかし現行の国民所得統計では、資料の関係で、法人企業ではすべて簿価で評価し、個人企業では期首と期末の時価であらわされた在庫の変動をとらえている。

#### 27. 政府資本形成

国または地方公共団体によつておこなわれる道路・橋梁・鉄道等の建設および在庫品の増加で、この政府総資本形成と国内民間総資本形成（→22）があわさつて国内総資本形成となる。

ここにいう政府は、中央財政および地方財政からなる。中央財政は、一般会計ならびに非企業特別会計における直接建設投資のための支出および企業特別会計における固定資産の形成、在庫品の増減からなる。地方財政は、普通会計における直接建設投資および事業会計における投資からなる。

政府総資本形成は、資本減耗引当（→36）をふくんでおり、これをふくまないものは政府純資本形成となる。国民総支出では、政府総資本形成は、政府の財貨サービス購入（→29）の項目にふくめられる場合と国内総資本形成の項目にふくめられる場合とがある。

#### 28. 経常海外余剰

国民総支出の構成項目であつて、財貨の輸出入の収支差、運賃・保険料など（サービス）の貿易外収支の差額および海外との所得の受払の差額（→6）を合計したものである。この額がプラスのときは、日本が諸外国にたいし、財貨やサービスなどの受取超過となつていふことをしめす。通常国際収支差とよばれるものは、右の受払差額のほかに個人送金や資本贈与などの一方的移転の収支差をふくむが、国民総生産は財貨、サービスの生産をとらえるものであるから、経常海外余剰では、右の一方的移転の受払をふくまない。

#### 29. 政府の財貨とサービス購入

国民総支出の構成項目であつて、中央政府および地方公共団体の、財貨とサービス購入にたいする支出である。これは公務員の俸給、経常的物件費等の消費的支出と、公共事業費や国鉄・電々公社の設備、在庫品増減のような投資的支出（政府資本形成）（→27）にわたることができる。

#### 30. 国民経済計算

今日、国民所得統計の発達した諸国では、国民所得の種々の統計は、すべて国民経済計算の方式でしめされている。

国民経済計算は、社会勘定ともいわれるが、これは企業の損益計算方式を国民経済にあてはめたものであつて、その計算または勘定は、すべて複式簿記の原理にしたがつて、受取（売上）の欄と支払（費用）の欄のバランス表の形式をとつている。その

構成は、国民経済全体を総括する総括勘定と、国民経済を動かす主要な経済諸主体にかんするいくつかの個別勘定からなつている。

総括勘定は国民総生産費と国民総支出または国民所得と国民支出（→31）の勘定であつて、これは、国民にたいする総売上高であり、国民の側からみれば、その支出となるところの国民総支出と、その生産に要した経費とみられるところの国民総生産費とからなつている。

経済諸主体にかんする個別勘定には、種々のものがあるが、わが国では、個人（→38）、政府、貯蓄投資、海外（国民経済全体と諸外国との関係）にかんする四つの勘定がつくられている。

これらの各勘定のあいだは、売上と経費または受取と支払（経済諸主体間の諸取引）という関係で相互に密接な関連をもつこととなる。これらの関連（諸取引）をとらえることによつて、国民経済全体とそれを動かす諸要因をあきらかにすることができる。

#### 31. 国民所得と支出

国民経済全体の総括勘定、すなわち国民総生産費と国民総支出のバランスは、国民所得と支出のバランスともよばれる（→30）。すなわち、このバランスの経費の面をあらわす国民総生産費は、主として国民所得（分配）からなり、売上の面をしめす国民総支出は国民支出からなるからである。

「国民支出」は国民総支出（→20）の計数がそのままとられているが、「国民所得」すなわち国民総生産費は、通常、分配国民所得（→7）と調整項目（→33）、誤差と脱漏（→37）とからなつている。

国民所得は、元来、理論的には、生産・分配・支出の三面のいずれでもとらえても同額となるべきはずのもの（→1, 3, 7, 20, 31）であるが、ここでは、このように調整項目を加えることによつてはじめて三面が同額となる。これはつぎの理由による。

分配国民所得は、純生産物の価値または国民所得を生産するために参加した経済諸主体にたいして、その報酬（賃金、地代、企業利潤等）として分配されるべき所得をとらえたものである。これらの報酬または所得は、生産活動の面では、生産諸要素に支払うべき費用としてあらわれる。そこでこの費用または所得を要素費用とよび、分配国民所得は要素費用で計測されるという。

生産国民所得は、分配国民所得として分配される前の段階で、各産業部門の附加価

値としてとらえられるものであるから、これもやはり要素費用で計測される。すなわち生産国民所得と分配国民所得とは同額である。

これにたいし国民支出は、分配国民所得が最終生産物を購入するために支出される面にとらえられるものであるから、これは、通常最終生産物(→1)を市場価格ではかることによつて計測される。

このように生産国民所得および分配国民所得(要素費用)と国民支出(市場価格)とは、実際には異つた額であられるので、これを同額とするために、分配国民所得に調整項目が加えられるのである。

### 32. 国民総生産

これは、ある国の、一定期間(通常一カ年)における経済諸部門の経済活動によつて、生産された総生産物の価値(純生産物の価値に資本減耗引当金を含めたもの)であるが、これは、通常市場価格で評価されている。

この国民総生産は、国民所得と同様に生産、分配、支出の構造をしめすようにしくまれ、その生産面をしめしたものを産業別国民総生産、その分配面をしめしたものを国民総生産費、その支出面をしめしたものを国民総支出という。

なお、国民総生産費は、国民総生産の費用構造をしめし、国民総支出は、国民総生産を最終生産物の形態であらわしたもので、最終生産物の需要構造をしめすこととなる。またこの三系列は、国民総生産を起点とすれば、市場価格で評価した純生産物の価値(ここでは資本減耗引当をふくむ)の生産・分配・支出の構造をしめすこととなる。

### 33. 調整項目

国民経済計算(→30)における総括バランス、すなわち国民総生産費と国民総支出(国民所得と支出)の勘定(→31)の構成項目であつて、この両者をバランスさせるために分配国民所得および誤差と脱漏とならんで国民総生産費の欄にふくめられている。

調整項目は、加算項目として間接事業税と資本減耗引当、控除項目として補助金の三項目からなる。

分配国民所得は要素費用(→31)で計られているから補助金(→35)をふくんでいるが、間接事業税(→34)をふくまない。

これにたいし国民支出は市場価格ではかられているから、間接事業税をふくんでい

るが、補助金をふくまない。また国民総支出は資本減耗引当の分をふくんでいるから、これにたいする国民総生産費にも、資本減耗引当が加算されるのである。

### 34. 間接事業税

国民総生産費のうちの調整項目(→33)の構成項目である。これは市場価格におりこまれるが、企業の経費にふくまれて所得にならないところの、間接税・事業税およびこれに類する税外負担からなつている。

国税としては、酒税・砂糖消費税・揮発油税・物品税・取引所税・通行税・関税など、地方税としては事業税・遊興飲食税・自転車税・固定資産税、税外負担としては印紙収入・専売益金などがある。

### 35. 補助金

国民総生産費のうちの、調整項目(→33)の構成項目である。政府が企業に交付する補助金は売上代金と同じように、企業の収入となり支出にあてられる。したがつてこれは、要素費用(→31)にふくまれる。また企業は、補助金収入によつて、その金額だけ売上代金を低くすることができるから、補助金は、市場価格(→31)にはふくまれないことになる。ここでいう補助金は価格調整費・損失補償費・各種利子補給金など原則として損失補償のための補給金とみなされるものである。

### 36. 資本減耗引当

国民総生産費のうちの調整項目の構成項目であつて、設備・機械などの固定資本の、年間における減耗部分を評価したものである。

総資本形成(→22)、したがつて国民総支出(→20)の場合にはこれがふくまれ、純資本形成したがつて国民支出の場合にはこれはふくまれない。

資本減耗引当は、減価償却費・資本偶発損の二項目にわけられている。

減価償却費は、企業が使用した固定資本のうち、年間の生産物の価値に移転した部分(固定資本の減価部分)を評価したものである。これは時価で評価しなければならないという考え方もあるが、資料の関係などもあつて農業以外はすべて簿価で計上されている。この項目は、個人住宅・官業・法人および個人企業の四項目において計上されている。

資本偶発損は、通常企業の経理上、償却や特別償却によつてカバーしきれない固定資産の減価部分であつて、損害保険の支払保険金と責任準備金の増加をもつて計測されている。

### 37. 誤差と脱漏

国民総生産費と国民総支出とは、理論的には同額となるべきものである(→31)。しかし前者は、主として国民所得の分配面から推計されるものであり、後者は支出面から推計されるものであるから、両者は、使用する統計資料についても、また推計方法についてもそれぞれ異っている。また統計資料や推計方法は、国民総生産費や国民総支出をできるだけ正確にとらえるように適用されているが、完全に、正確にこれをとらえることは困難で、いくらかのくいちがいはどうしてもおこらざるをえない。このような統計算出上の誤差・脱漏・重複などを、誤差と脱漏とよんで国民総生産費の欄の一項目として掲げ、国民総支出とバランスさせるわけである。

### 38. 個人所得

個人所得は、勤労者や個人業主をはじめ、土地・預金・有価証券などの個人の財産所有者などが一定期間に実際に受取つた所得(個人税をふくむ)をしめすものである。その構成は、勤労所得・個人業主所得・個人賃貸料所得・個人利子所得・個人配当所得・海外よりの純所得・振替所得、控除項目として消費者負債利子の八項目からなる。

個人所得は、分配国民所得(→7)の構成と類似しており、分配国民所得から、法人所得のうちの法人税と法人留保分・官公事業剰余等を差引き、また勤労所得や個人業主所得から社会保険負担金(→43)を除き、新たに振替所得(→44)を附加すれば個人所得がえられる。

分配国民所得とは別個に、このような個人所得というものが考えられ、推計されるのは、個人所得が個人の購買力を反映するものであるからである。

### 39. 個人所得とその処分

これは、国民経済計算のうち、個人部門にかんする勘定をしめすものであつて、個人所得(→38)とこの所得がどのように処分されたか(個人支出)をバランスさせたものである。

個人所得の処分、または個人支出は、個人消費支出(→21)・個人税および税外負担(→40)・海外への純送金(→41)個人貯蓄(→42)の四項目からなる。

### 40. 個人税および税外負担

個人所得の処分または個人支出の構成項目であつて、個人がその所得から納める税および税外負担からなる。

個人税には所得税・市町村民税などのうちの個人分、税外負担としては免許料・手

教科などの個人分がある。

### 41. 海外への純送金

「個人所得の処分」または「個人支出」の構成項目であつて、個人が海外へ送金したものと海外から受取つたものとの差額である。この項目がプラスのときは、個人送金の、海外への支払超過であることをしめす。この個人送金には、遺贈・移住者などによる送金・民間機関の送金などがあり、すべて財貨・サービスの生産にともなわないで、民間によつて一方的に海外に移転されるものである。

### 42. 個人貯蓄

個人所得の処分または個人支出の構成項目であつて、個人がその所得のうちから、貨幣または現物の形で貯蓄にあてた額をしめす。

この項目は、個人所得から、個人消費支出・個人税および税外負担・海外への純送金の三項目を差引いた残額としてもとめられる。したがつてこの個人貯蓄のなかには、個人の現金・預貯金・有価証券投資の純増加額、個人による住宅の建築または購入、個人業主の生産施設純投資、在庫品の増加などの種々の貯蓄または投資項目がふくまれることとなる。またこの個人貯蓄は、差引きの残額としてもとめられるために、個人所得とその処分のバランスにおける、統計算出上の誤差と脱漏もふくむこととなる。

### 43. 社会保険負担

社会保険負担は僱主負担と被僱者負担にわかれるが、分配国民所得の勤労所得には、この負担分がいずれもふくまれている。これにたいし個人所得の勤労所得には、この負担分はいずれもふくまれない。

このように社会保険負担が、分配国民所得と個人所得について、取あつかいが異なるのは、つぎの理由にもとづく。

分配国民所得は、各産業部門において発生した純生産物の価値または附加価値が、経済諸主体に帰属すべき所得としてとらえられる(発生主義)。したがつて勤労所得についても、さしあつて勤労者に支払われないが、勤労者に帰属すべき所得であるところの、社会保険負担分がふくまれることとなる。これにたいし個人所得は、個人に実際に支払われた、または個人が実際に受取つた所得をとらえる(支払主義)ものである。したがつて、個人に帰属するものであつても、実際は支払われなかつた社会保険負担分は、勤労所得にふくめないものである。しかしこの場合は、実際に支払われた

社会保険からの給付金が別項目として振替所得に計上されることとなる。なお、社会保険負担分には個人企業の負担する社会保険もあるがこれも右と同様の考え方で取りあつかわれている。

#### 44. 振替所得

振替所得は、個人の経済活動にたいする報酬としてではなく、一方的に支払われる所得であり、個人所得に特有な項目である。これには、政府から支払われるものとして、恩給年金・生活保護関係の救済金・社会保険からの給付金・赤字公債の利子などがある。

#### 45. 個人可処分所得

これは、個人所得から、個人税および税外負担を差引いたものである。したがってその額は、個人消費支出・海外への純送金・個人貯蓄の三項目に、またはそのいずれかに、個人が自由に処分するものであるから、個人の購買力を最もよく反映するものといえることができる。